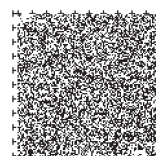
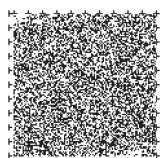


第3章

中野区地域福祉計画





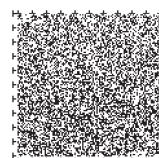


01 計画策定の背景・目的

国は、すべての人が地域でともに認め合いともに生活していく「地域共生社会」の実現を図るため、平成29年（2017年）に社会福祉法を一部改正し、これまで任意であった市町村地域福祉計画の策定を努力義務化するとともに、当該計画を「子ども・若者、高齢者や障害のある方などに関わる各施策を推進する上で共通して取り組むべき事項」を定めた福祉分野の上位計画として位置づけました。さらに、令和2年（2020年）の改正では、市町村地域福祉計画に「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」に関する事項を定めることが努力義務化されました。

中野区ではこれまで、「地域福祉計画」や「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」などの各計画に基づき、区や関係機関、関係団体等が連携して地域の課題に取り組んできましたが、少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。また、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、孤独・孤立など、既存の福祉制度やサービスだけでは解決が困難な複雑化・複合化した課題に対応することが求められています。そして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会に大きな影響を与えました。地域における活動は中止や延期を余儀なくされるとともに、人とのつながりが減ったことにより、社会的孤立や生活困窮といった課題が、より深刻化しています。

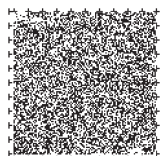
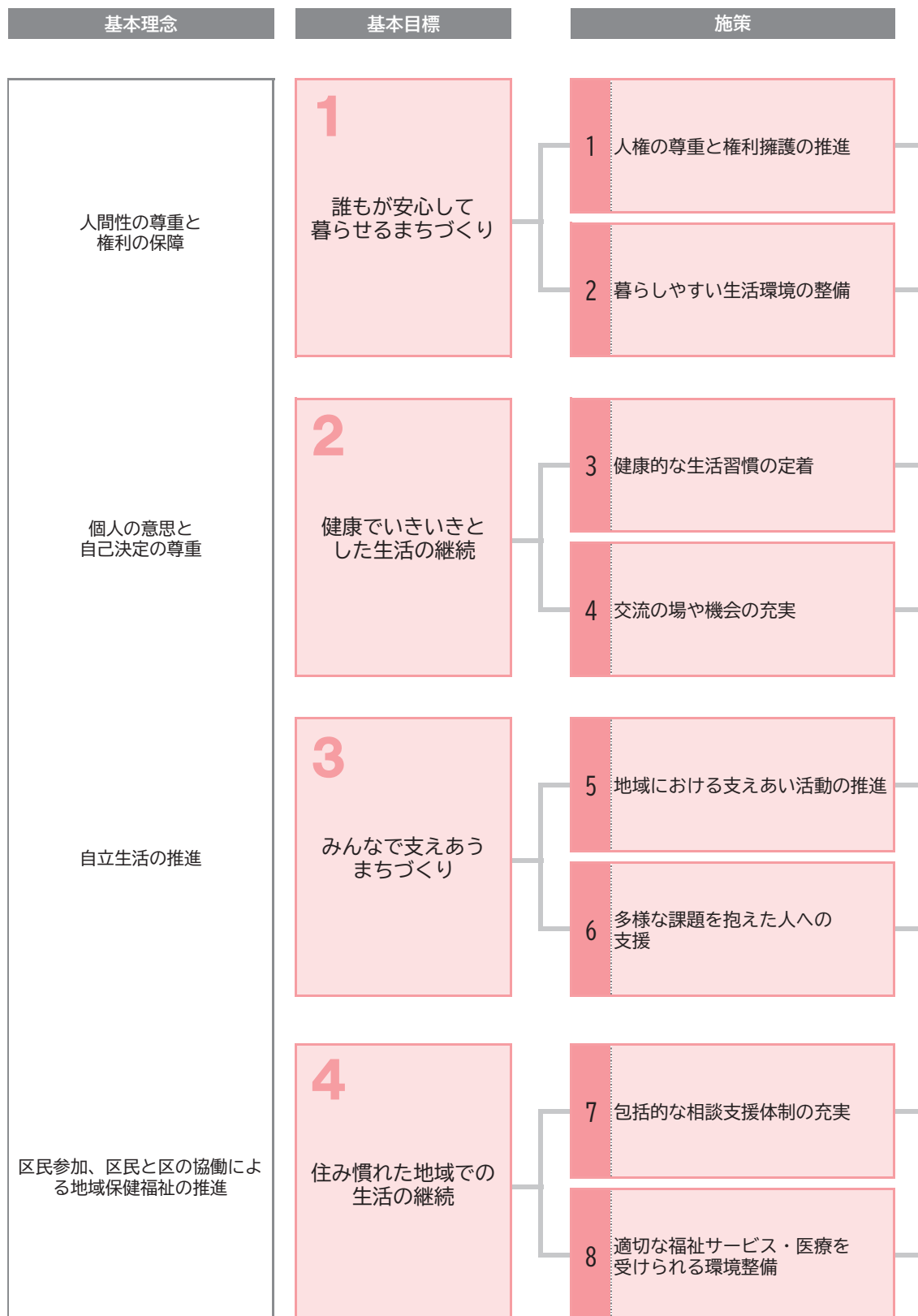
どのような状況においても、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、「地域共生社会」の実現に向けた取組を一層充実する必要があります。中野区では、これまでの取組を充実させるとともに、新たな課題に取り組み、地域福祉を推進していくため「中野区地域福祉計画」を策定いたします。





02

施策体系と個別施策



主な取組

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 多様性を認め合う気運の醸成 | 5 高齢者・障害者の虐待防止施策の充実 |
| 2 性的マイノリティに関する理解の促進 | 6 子どもの虐待防止施策の充実 |
| 3 職員向け人権研修の実施 | 7 高齢者・障害者の権利に関する施策の充実 |
| 4 相談環境の充実 | 8 子どもの権利に関する施策の充実 |
| | 9 多文化共生社会の推進 |

- 1 ユニバーサルデザインの普及啓発・施策改善
- 2 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
- 3 避難行動要支援者への避難支援

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1 誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり | 4 地域における介護予防の取組の推進 |
| 2 食育の推進 | 5 健康づくり施策の推進 |
| 3 介護予防の充実と普及啓発の強化 | 6 学校部活動における地域人材の活用 |

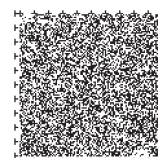
- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 身近な地域の人と知り合うきっかけづくり | 5 中高生年代向け施設の整備 |
| 2 高齢者の居場所や活動の場づくりの推進 | 6 学童クラブ整備・運営 |
| 3 認知症地域拠点の推進 | 7 子どもたちの安全・安心な居場所づくり |
| 4 障害者との交流機会の充実 | 8 障害者の就労支援 |

- 1 地域活動の推進
- 2 見守り・支えあいの推進
- 3 新たな担い手の育成・支援
- 4 関係機関との連携

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| 1 生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進 | 4 犯罪被害者等を支える環境づくり |
| 2 生活困窮家庭への支援 | 5 自殺を未然に防ぐ体制の整備 |
| 3 再犯防止や更生保護に向けた理解促進と関係機関との連携 | 6 認知症への理解促進と地域での対応力の向上 |

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 地域包括ケア体制の構築の推進 | 7 発達に課題がある子どもへの相談支援体制の充実 |
| 2 活動を推進するための地域拠点の整備 | 8 住宅確保要配慮者に対するきめ細かな相談支援体制の推進 |
| 3 妊娠、出産、子育てトータル相談支援の実施 | 9 認知症の人を支える地域の相談支援体制の充実 |
| 4 子ども、若者に関する相談支援体制の強化 | 10 外国人が安心して暮らすための相談体制の充実 |
| 5 ヤングケアラー支援 | 11 犯罪被害者等への相談支援体制の充実 |
| 6 障害者の相談支援体制の強化 | |

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 第三者評価受審の推進 | 5 障害者の地域生活を支える拠点整備 |
| 2 福祉・介護人材の確保、育成、定着の取組の推進 | 6 在宅療養の支援に向けた体制の強化 |
| 3 介護サービス基盤の整備 | 7 地域での医療提供の充実 |
| 4 精神障害者の地域移行の推進と体制整備 | 8 感染症対策における関係機関との連携強化 |



施策1 人権の尊重と権利擁護の推進

現状と課題

○「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく生きていくための権利です。一人ひとりが正しく人権問題を理解し、性的マイノリティ、国籍・文化等の多様性を個々に認め合う必要があります。中野区は、令和4年（2022年）に「人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」を制定し、「全ての人がその能力を発揮し、自分らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる地域社会を実現する」ことを目指しています。

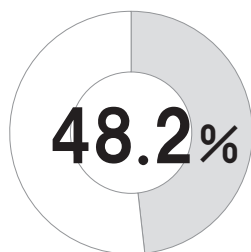
○近年、中野区への虐待通報・届出件数は増加傾向にあります。相談支援体制を充実させ、関係機関との連携・協力体制を築きながら、虐待の未然防止、早期発見・迅速な対応につなげていく必要があります。

○高齢者、障害者、子ども、判断能力が十分でない人々も、本人の意思が尊重され、権利が守られる地域社会を築いていくことが求められます。

○区の外国人人口は20,000人を超え、今後も増加する見込みです。国籍や民族などの異なる人々が、お互いの違いを認め合いながら対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくため、多文化共生施策の一層の充実が求められます。

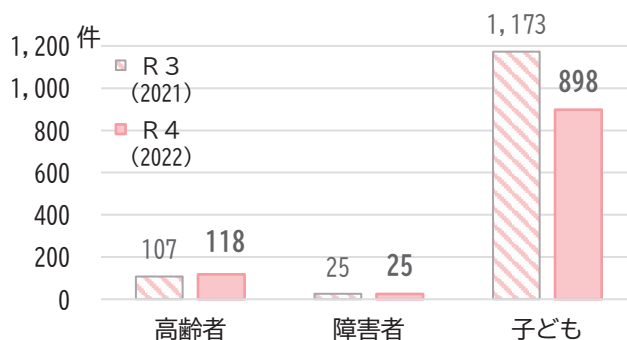
現状データ

多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が
尊重されていると思う区民の割合

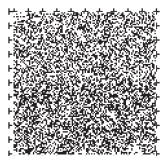


出典：中野区区民意識・実態調査

虐待の通報・届出件数



出典：中野区資料

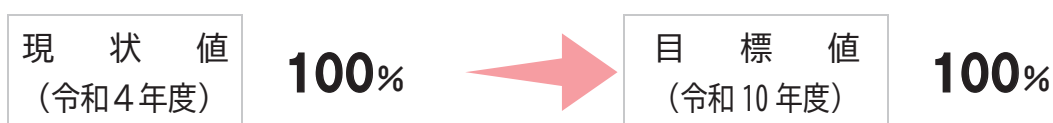


成果指標

(1) 国籍や文化、年齢、障害、性別などが異なる多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されていると思う区民の割合【出典：中野区区民意識・実態調査】

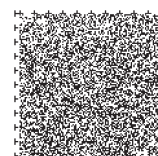


(2) 虐待の通報・届出に対応できた割合【出典：中野区資料】



目指すべき姿

区民の人権や財産が守られ、自分らしく暮らすことができる社会が実現しています。



主な取組

1 多様性を認め合う気運の醸成

企画課

区民等が国籍、人種、民族や文化、年齢や世代、障害、性別、性自認その他これらの複合的な要因による差別を受けることなく、あらゆる場面において個性や能力を発揮できる地域社会の実現に向けた取組を進めていきます。

2 性的マイノリティに関する理解の促進

企画課

区民や事業所に対し、多様な性に関する理解促進を図るため、パートナーシップ宣誓制度及び区民向け講座を実施します。

また、世代を問わず、理解促進を図るため、高齢層に向けたアプローチについて検討します。

3 職員向け人権研修の実施

職員課

同和問題、性的マイノリティへの差別、女性や障害者、外国人等の様々な人権課題について、職員向けの研修を実施します。

4 相談環境の充実

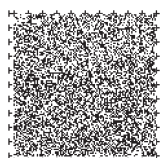
企画課

性的マイノリティ専門相談窓口の普及啓発を強化するとともに、SNSを利用するなど、相談しやすい環境の整備を検討します。

5 高齢者・障害者の虐待防止施策の充実

福祉推進課、障害福祉課、
すこやか福祉センター

(1) 精神科医、弁護士等の専門職や関係機関と連携を深め、虐待防止研修の実施及び各種研修への参加促進等により、虐待対応に関わる職員のスキルアップを図ります。



- (2) 高齢者及び障害者の虐待対応を迅速かつ適切に行うため、虐待対応マニュアルの共有化を図るとともに、地域包括支援センターや関係機関との連携を強化します。
- (3) 高齢者虐待の防止に関するリーフレットやセルフチェックリスト等の作成・配布により、地域における高齢者の人権を擁護するための気運を醸成します。
高齢者虐待の未然防止や早期発見につなげるため、日頃から高齢者と関わりを持っている民生委員との連携について検討します。

6 子どもの虐待防止施策の充実

子ども・若者相談課、児童福祉課、すこやか福祉センター

- (1) 家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取組を行います。
- (2) 児童相談所、すこやか福祉センター、学校、児童館、保育園、幼稚園など要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止や早期発見を図るとともに、迅速で適切な対応を行います。

7 高齢者・障害者の権利に関する施策の充実

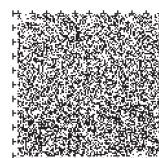
福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センター

- (1) 判断能力が十分でない区民の権利を擁護するため、権利擁護サービスや成年後見制度を必要とする人の発見・相談対応、適切な後見人等候補者の選任支援、後見人等の支援、サービスや制度の普及啓発を総合的に推進します。
- (2) 多様な障害の特性や合理的配慮*についての理解促進を目的とした、区民向け講演会や意見交換会等を実施し、障害者に対する差別の解消を図ります。

8 子どもの権利に関する施策の充実

子ども・教育政策課

- (1) 子どもの育ちを地域全体で支えるとともに、すべての人が子どもの権利を理解し、それぞれの生活・活動の中に子どもの権利の視点が取り入れられている状態を目指し、子どもの権利に関する条例に基づく取組を推進します。



- (2) 子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、速やかな救済及び子どもの権利の保障を図ります。

運営にあたり、相談しやすい環境や雰囲気づくりを行い、子どもが相談しやすい相談手法について検討します。

9 多文化共生社会の推進

文化振興・多文化共生推進
課、各窓口所管課

- (1) 多文化共生意識の醸成を図るため、異文化に触れる交流イベントを積極的に開催するなど、外国人の文化や生活習慣への理解を深める機会を充実します。

また、外国人が地域の一員として地域社会に参画しやすい環境を整備します。

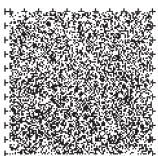
さらに、NPO法人等の外国人支援団体と連携しながら外国人のニーズ把握に努め、それらを踏まえた取組を検討します。

- (2) 外国人が、言語や習慣の違いにとらわれず不自由なく生活できるよう、行政手続や窓口等における多言語化を推進します。

また、外国人とコミュニケーションを取る際に有効であるやさしい日本語の活用及び普及啓発を図るなど、地域においても日本語学習の機会を充実させ、言語によるコミュニケーションの円滑化に向けた環境を整備します。

- (3) 多文化共生の取組を一体的に進めていくために、庁内との連携を強化するとともに、中野区国際交流協会がより効果的に多文化共生事業を実施できるよう支援します。

また、町会・自治会や区内大学などの関係団体と情報共有や連携事業の検討を進めます。



施策2 暮らしやすい生活環境の整備

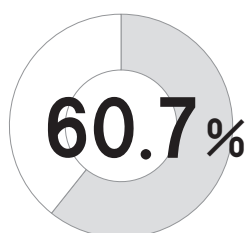
現状と課題

○中野区では、すべての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向けて、平成30年（2018年）に中野区ユニバーサルデザイン推進条例、令和元年（2019年）に中野区ユニバーサルデザイン推進計画を策定しました。令和6年（2024年）3月には中野区ユニバーサルデザイン推進計画（第2次）を策定予定であり、取組を進めています。ユニバーサルデザインの理解と実践が進んだまちの実現に向け、効果的な施策を実施、推進する必要があります。

○地震や台風、局地的集中豪雨など大規模自然災害の発生するリスクが高まる中、地域においては災害に強い体制づくりが求められています。人命の保護を最大限に図るため、自力で避難することが困難な方の避難支援の充実を図るなど、実効性を高めていく必要があります。

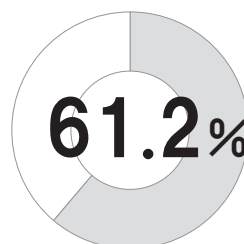
現状データ

ユニバーサルデザインの認知度

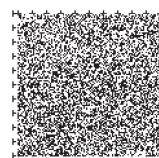


出典：中野区区民意識・実態調査

区内移動の快適性に関する満足度



出典：中野区区民意識・実態調査



成果指標

(1) ユニバーサルデザインの認知度【出典：中野区区民意識・実態調査】

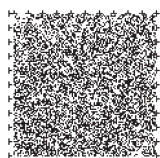


(2) 区内移動の快適性に関する満足度【出典：中野区区民意識・実態調査】



目指すべき姿

ユニバーサルデザインの理解が進み、安全・安心に生活できるまちづくりが進んでいます。



主な取組

1 ユニバーサルデザインの普及啓発・施策改善 企画課

ユニバーサルデザインの考え方を地域に根付かせていくために、区民等に対する普及啓発イベント、ユニバーサルデザインサポーター養成事業や区職員への研修等によって意識の醸成を図るとともに、ユニバーサルデザイン視点での施策の段階的・継続的な改善を図ります。

2 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

都市計画課、中野駅周辺まちづくり課、交通政策課、道路建設課、障害福祉課、福祉推進課

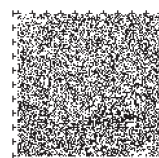
- (1) 中野区バリアフリー基本構想の「重点整備地区における施設別のバリアフリー化の方針」に基づき、障害者や高齢者をはじめ、すべての人が使いやすいよう配慮された施設を誘導します。
- (2) 中野駅周辺では、まちの利便性・回遊性の向上、交通結節点としての機能強化を図るため、各地区の開発と連携した駅前広場や歩行者デッキ、滞留空間の整備により、安全で快適な歩行者優先・公共交通指向のまちづくりを進めます。
- (3) 区内の公共交通ネットワーク形成の検討により、誰もが区内を円滑に移動できるよう環境整備を進めます。また、公共交通による移動が困難な方への支援を実施します。
景観にも配慮した歩行空間の創出を目的として、歩車道の段差解消、歩道の勾配緩和等のバリアフリー化を推進します。

3 避難行動要支援者への避難支援

地域活動推進課、すこやか福祉センター、防災危機管理課

「災害時個別避難支援計画書」の必要性や活用などについて広く周知し、計画書の作成を促進するとともに、発災時を想定した「災害時避難行動要支援者名簿」と「災害時個別避難支援計画書」を活用した訓練や検証、要支援者の安否確認等を行う協定事業者との連携強化などにより、迅速で的確に安否確認、救援活動が行える体制を整えます。

さらに、関係団体、関係機関と調整し、支援者のいない要支援者への支援を目指します。



施策3 健康的な生活習慣の定着

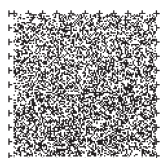
現状と課題

○区民が生涯を通じ、地域において楽しみながら、日常的に運動やスポーツを行う習慣を作ることが、健康寿命の延伸に効果的です。ライフスタイルに応じ、区民一人ひとりに様々なきっかけを提供していくとともに、年齢や性別、障害の有無に関わらず、スポーツ・健康づくり活動に参加できるよう支援することが重要です。

○子どもから高齢者までライフステージ*に合わせた食育を広げるため、乳幼児親子や学齢期の子どもと保護者に対する食習慣等についての意識啓発や、暮らしの中で自然と健康的な食生活を送りやすい環境づくりを推進する必要があります。また、区民がいくつになっても健康で質の高い生活を送ることができるよう、歯と口からの健康づくりに取り組む必要があります。

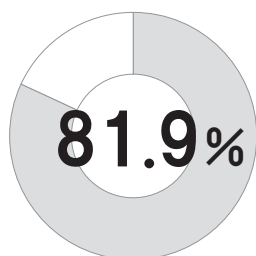
○高齢期における健康状態は、長年にわたる生活習慣の積み重ねによって形成されるため、日頃から介護予防や健康づくりに取り組む必要があります。望ましい生活習慣の定着に向け、ライフステージに応じた意識の啓発と主体的な取組を促していく必要があります。

○令和4年度（2022年度）のスポーツ庁・文化庁の検討会議の提言を受け、全国で部活動を地域移行していく検討が進められています。区においても部活動地域移行検討委員会を設置し、地域移行について検討を進めています。令和7年度（2025年度）末の部活動の地域移行の拡大に向けた取組が求められます。



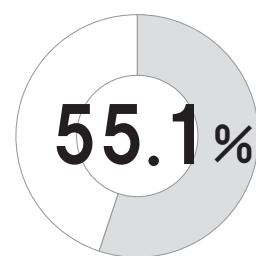
現状データ

自身の健康状態を「よい」と思う区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

食べ物や食生活に関して栄養バランスや規則正しい食生活を心がけている人の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

成果指標

(1) 自身の健康状態を「よい」と思う区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】

現 状 値
(令和4年度)

81.9%

目 標 値
(令和10年度)

90%

(2) 食べ物や食生活に関して栄養バランスや規則正しい食生活を心がけている人の割合
【出典：健康福祉に関する意識調査】現 状 値
(令和4年度)

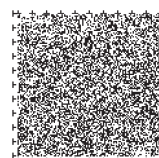
55.1%

目 標 値
(令和10年度)

63%

目指すべき姿

ライフステージに合わせた健康づくりに取り組みながら、区民がいきいきとした生活を送っています。



主な取組

1 誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める 環境づくり スポーツ振興課

- (1) スポーツ施設の利用促進や民間活力の活用などを図りながら、スポーツ活動の場の確保・充実に取り組みます。
- (2) 年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、区民が日常的に運動や健康づくりに取り組むことができるコミュニティの形成を推進していきます。
- (3) 区民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ公認クラブを目指すため、クラブの育成や支援に取り組み、活動の活性化や発展に取り組みます。
- (4) 区民のスポーツへの興味や関心を高めるため、トップアスリートや企業・大学等との連携により、スポーツの魅力を伝える取組を推進します。

2 食育の推進

保健企画課、保健予防課、
すこやか福祉センター

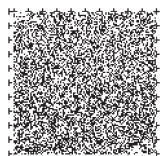
- (1) 子どもから高齢者まで、ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣、歯と口腔のケア等の普及啓発を進めていきます。
- (2) 区内飲食店等と連携し、健康的な食事内容の推奨など、暮らしの中で自然に健康的な食生活を送ることができる環境づくりを推進します。

3 介護予防の充実と普及啓発の強化

介護・高齢者支援課

高齢による虚弱化を早期に発見するため、高齢者が自身の身体状態を客観的に把握できる機会を提供し、専門職による運動習慣につながる助言を行います。

また、本人だけでなく家族や地域の関係者など幅広い層への普及啓発を強化します。



4 地域における介護予防の取組の推進

介護・高齢者支援課、
すこやか福祉センター

高齢者会館を健康づくりや介護予防事業の拠点施設に位置づけ、身近な地域での介護予防の取組を推進します。

また、地域の自主活動団体等に対し、運動や生活機能改善に向けたアドバイスや技術的支援を行うなど、区民による主体的な介護予防の取組を促進します。

5 健康づくり施策の推進

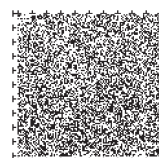
保健企画課、保健予防課、すこやか福祉
センター、スポーツ振興課、福祉推進課

- (1) 「健幸（個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと）」をまちづくりの基本に据えた、新しい都市モデル「Smart Wellness City」の理念を踏まえ、産官学の連携を図りながら、健康づくり施策を推進するための具体的な方策について検討します。
- (2) 栄養・運動・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の定着に向けて、ライフステージに応じた健康づくり施策や長期の座位時間の削減等、健康意識の啓発を進めます。
- (3) 心の悩みのある区民に対する相談支援と、メンタルヘルスへの正しい知識を広げる心の健康づくりの取組を推進します。

6 学校部活動における地域人材の活用

指導室、スポーツ振興課

地域の多様な人材を活用しながら、学校教育の一環としての部活動の地域移行の推進について検討し、実現を目指します。



施策4 交流の場や機会の充実

現状と課題

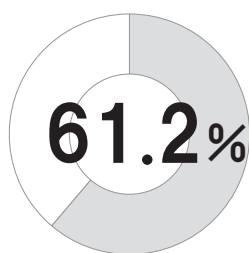
○近所とのつきあいがほとんどない人の割合は増加傾向にあります。人とのつながりや社会との関わりが希薄になっている人、認知症の人、その家族の人等の孤立を防ぐために、居場所づくりや同じ悩みを抱えた人同士の交流の機会が必要になっています。

○児童虐待、不登校、いじめ、自殺など子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境は大きく変化しています。それに伴い、家庭や学校以外の多様な居場所づくりの必要性が一層高まっています。子どもの成長段階やニーズに応じた安全・安心な居場所づくりに取り組む必要があります。

○障害者が地域で自立して生活するためには、就労による経済的な基盤の確立が必要です。令和4年度（2022年度）に実施した「障害福祉サービス意向調査」によると、生産年齢人口（15歳以上 65歳未満）における定期的な就労について、収入があると回答した障害者は57%でした。職場による障害への理解や合理的配慮の提供が進み、障害の特性に応じた勤務形態を地域社会全体で増やす必要があります。

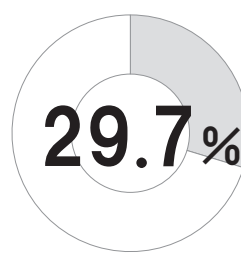
現状データ

人とのつきあいがないと感じる区民の割合

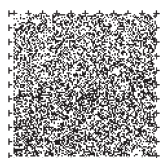


出典：健康福祉に関する意識調査

住民同士の交流の場があると感じている
区民の割合

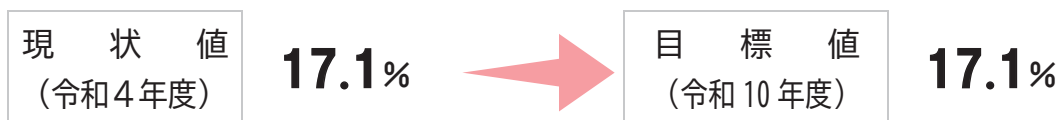


出典：健康福祉に関する意識調査



成果指標

(1) 自分は他の人から孤立していると感じている区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】

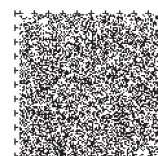


(2) 住民同士の交流の場があると感じている区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



目指すべき姿

地域における交流の場や就労を通して、人々のつながりが広がっています。



主な取組

1 身近な地域の人と知り合うきっかけづくり 地域活動推進課

区民公益活動団体支援講座や交流会の実施を通して、地域での人と人とのつながりや交流を広げるための町会・自治会、地域活動団体等による活動を支援します。

2 高齢者の居場所や活動の場づくりの推進 すこやか福祉センター、 介護・高齢者支援課

町会・自治会、中野区社会福祉協議会*、中野区シルバー人材センター、地域で活動するボランティア団体等と連携しながら、社会状況の変化に対応した高齢者の居場所や活動の場づくりを進め、健康生きがいつくりや就労等の活動を支援します。

3 認知症地域拠点の推進 地域包括ケア推進課

認知症の人やその家族・支援者が孤立せず、相談や情報交換ができるよう、オレンジカフェ*などの通いの場や身近な地域拠点を推進します。

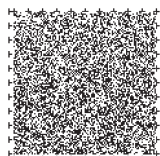
また、より多くの区民に認知症地域支援事業を理解してもらうため、普及啓発を図ります。

4 障害者との交流機会の充実 障害福祉課

障害の有無に関わらず区民が交流できるサロン事業等について検討、実施し、交流の場を充実します。

5 中高生年代向け施設の整備 育成活動推進課

若者の活動・交流の拠点として、中高生年代の意見を聴きながら中高生年代向け施設を整備します。



6 学童クラブ整備・運営

育成活動推進課

保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。

7 子どもたちの安全・安心な居場所づくり

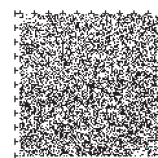
育成活動推進課、指導室

- (1) 地域の様々な大人が参画し、学校施設や公共施設を活用して、放課後や休日に子どもたちの安全・安心な活動の拠点や居場所を提供します。
- (2) 利便性を考慮し、北部地域におけるフリーステップルームの整備について検討します。

8 障害者の就労支援

障害福祉課

- (1) 障害者が各々の希望に応じた働き方や働く場を選択でき、安心して障害の特性や心身の状況に合わせて働き続けられるよう、就労支援センターを中心として関係機関との連携を進め、就労及び定着・生活支援を一体的に行います。
さらに、実習受入奨励金といった助成制度について周知するなど、企業等が障害者雇用を促進するための働きかけを強化します。
- (2) 働く意欲がより一層高まるような工賃の向上を目指して、自主生産品の販売促進に向けた取組や、実現性・実効性のある製品開発の工夫について検討します。



施策5 地域における支えあい活動の推進

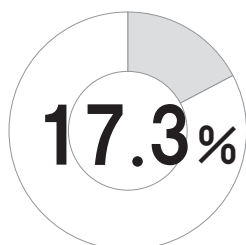
現状と課題

○地域の見守り・支えあい活動や子育て支援活動をはじめとする地域における公益的な活動を行う団体では、活動を担う人材が不足しています。地域において活動を活性化させるためにも、活動意欲のある人が地域で活躍できるよう支援するとともに、地域の様々な活動をつなげる仕組みづくりや団体と地域の多様な人材のマッチングなどを促進する必要があります。

○多岐にわたる区民ニーズに対応するため、公益的な団体の活動は重要性を増しています。活動の促進を図るとともに、団体間の連携の強化が必要です。

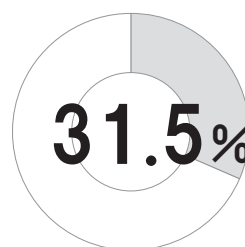
現状データ

見守り・支えあい活動をしている
区民の割合

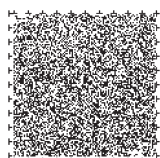


出典：健康福祉に関する意識調査

町会・自治会活動やボランティア活動に参加し
たいと思っている区民の割合



出典：中野区区民意識・実態調査

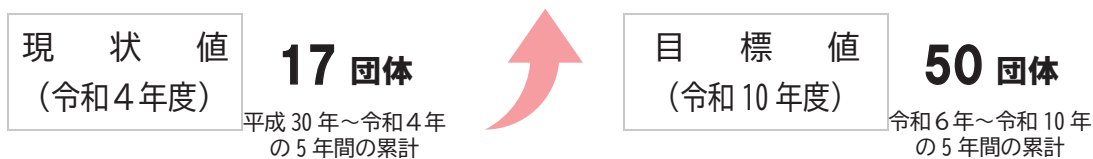


成果指標

(1) 地域活動を行っている区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】

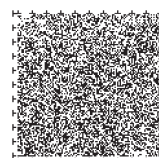


(2) 地域課題の解決に取り組む団体の新規立上げ支援数【出典：中野区資料】



目指すべき姿

多世代の人や関係団体が地域活動へ参加し、交流が活発に行われるとともに、地域での見守り・支えあいが充実しています。



主な取組

1 地域活動の推進

地域活動推進課

地域への関心を高めるため、電子掲示板WEBアプリケーション「ためまっぷなかの」を活用するなど、暮らしに関する身近な情報や地域における活動・交流の機会に関する情報を発信します。

2 見守り・支えあいの推進

地域活動推進課、
地域包括ケア推進課

(1) 世代を問わず誰もが気軽に参加できるイベントや交流会の実施を通して、近隣住民同士の顔の見える関係づくりを広げます。

また、支援を必要とする人と支援する人をつなげる仕組みづくりや見守り・支えあい活動を担う人や団体への支援を進めます。

さらに、若年層や中高年を地域に取り込むためのアプローチについて検討します。

(2) 区と町会・自治会や民生・児童委員をはじめとする地域の見守り・支えあいを担う団体・機関の連携体制を強化し、見守り・支えあい活動のさらなる活性化を図ります。

さらに、ICT*（情報通信技術）を活用した地域における見守りについて引き続き検討し、見守り体制の充実を図ります。

(3) 「高齢者等の見守りに関する協定」を締結している事業者との情報共有や地域との連携をさらに強化します。

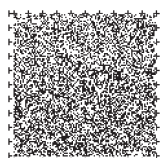
また、協定を締結する事業者を増やすため、積極的に働きかけを行います。

3 新たな担い手の育成・支援

地域活動推進課、
子育て支援課

(1) 地域活動には、「負担感が強い」、「大変そう」というイメージを抱いている区民も少なくないことから、地域活動への理解を深めてもらうために、区民への広報・啓発活動を強化し、地域活動への意識の醸成を図ります。

(2) 子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で



助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動（ファミリー・サポート事業）を実施します。

さらに、地域の子育て関連団体と担い手のマッチングを促進します。

- （3）区内での子育て支援に関心がある層への研修体制を関係機関との協働により確立するなど、地域人材の活動の裾野を広げます。

子育て支援に関心が薄い層に対して、子育て支援団体や子育て所管と連携しながら積極的に働きかけ、地域における子育て支援への理解の促進を強化します。

- （4）区民活動センター運営委員会との連携により、地域団体の活動支援や、地域におけるコーディネート機能を強化するとともに、団体間の交流の促進や新たな活動の担い手の育成を図ります。

4 関係機関との連携

地域活動推進課、地域包括ケア推進課、福祉推進課、育成活動推進課

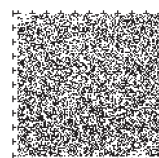
- （1）中野区町会連合会と区が締結したパートナーシップ協定に基づき、協働の取組を進めます。

また、町会・自治会の活動への参加の促進や活性化、情報発信力の向上に係る支援等、区民の町会加入を促進する取組を進め、さらなる連携強化を図ります。

- （2）地域の課題解決に向け、区と町会・自治会、地域活動団体、NPO法人、中野区社会福祉協議会などの関係機関をつなげる連携体制を強化し、新たな地域活動団体の掘り起こしや自立に向けた支援を行います。

- （3）中野区社会福祉協議会が作成する第4次中野区民地域福祉活動計画（いきいきプラン）と連携を図り、地域福祉の向上に取り組めます。

- （4）児童館において、子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動を支援し、交流や相互理解を進め、地域における子育て活動支援の強化を図ります。



施策6 多様な課題を抱えた人への支援

現状と課題

○生活保護に至る前の生活困窮者を早急に把握し、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、憲法 25 条の理念に基づき、生活保護を必要としている区民に対し、適切かつ迅速に保護を行えるようにすることが重要です。また、生活保護に対する偏見や差別意識といったスティグマ*の解消に向けた施策を講じる必要があります。

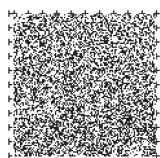
さらに、生活に困窮している人の自立に向け、支援体制の充実を図ることが必要です。

○犯罪歴等がある方は就労や住居確保がしにくい状況にあり、生きづらさにもつながっています。犯罪や非行の予防を進めるとともに、生きづらさを抱える人たちが地域で孤立することなく、一人ひとりが抱える複雑な課題に配慮した支援が受けられる環境づくりが求められています。

○犯罪被害の形態や犯罪被害者等の属性、犯罪被害者等が直面している困難な状況等多岐にわたっていることから、犯罪被害者一人ひとりに即した支援が求められています。犯罪被害者が一日も早く回復し、再び平穏な生活を送ることができるよう、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援が必要であり、関係機関等と連携を図りながら一層強化した取組を図る必要があります。

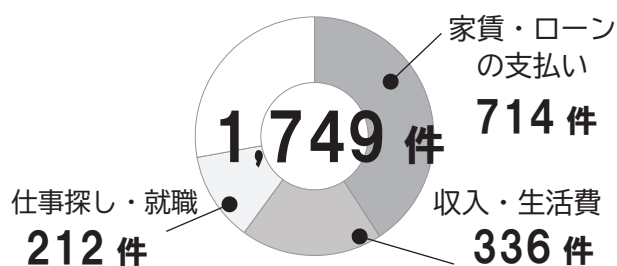
○中野区における自殺死亡率は令和元年（2019 年）から令和 2 年（2020 年）にかけて 2 倍以上に増加しており、特に 20～30 代と 50 代の女性、40 代の男性の自殺死亡率の増加が目立ちました。区民が、自殺は誰にでも自分にも起こり得る危機という認識を持ち、必要ときに自ら助けを求めることができる環境づくりを進める必要があります。

○令和 7 年（2025 年）には、高齢者の 5 人に 1 人が認知症と推測され、中野区においても約 13,000 人が認知症になると推計しています。また、令和 5 年（2023 年）6 月には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会*の実現を推進するため「認知症基本法」が成立しました。認知症にやさしい地域づくりを推進する必要があります。



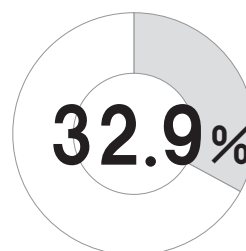
現状データ

令和4年度（2022年度）における中野くらし
サポートの相談件数



出典：中野区資料

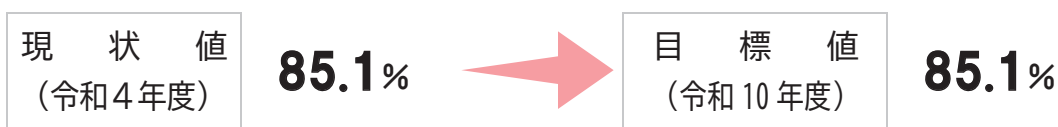
犯罪被害者の相談窓口の認知度



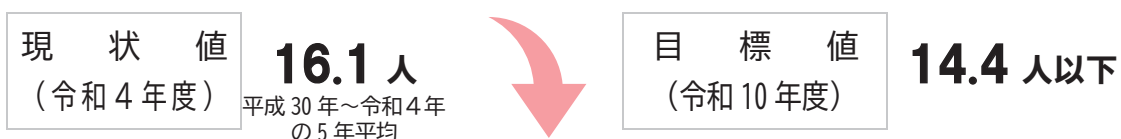
出典：健康福祉に関する意識調査

成果指標

（1）生活困窮者を対象とした就労支援を受け就労した割合【出典：中野区資料】

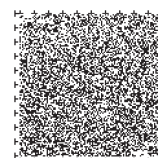


（2）自殺死亡率（10万人対）【出典：中野区資料】



目指すべき姿

様々な課題を抱えた人が、必要な福祉サービスや制度に円滑につながっています。



主な取組

1 生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進 生活援護課

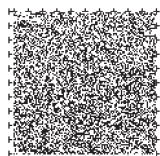
- (1) 生活保護制度の意義や必要性について、区民に分かりやすく、かつ、正確に届くよう継続的に周知します。
- (2) 一人ひとりの状況に合わせた、生活困窮者自立支援法による支援事業（自立相談支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業）を自立相談支援機関「中野くらしサポート」において、包括的に実施します。
また、生活困窮者に対する切れ目のない支援を行うために、「中野くらしサポート」の機能の充実を図ります。

2 生活困窮家庭への支援 子育て支援課

- (1) 生活困窮世帯の小学5年生から中学3年生を対象に学習支援を行います。小学生は学習の方法を身につけ、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策も含めた学習指導により、高校への進学を目指します。
なお、対象については小学4年生まで段階的に拡充していきます。
- (2) 子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を食や学びなどの必要な支援につなげる取組を推進します。

3 再犯防止や更生保護に向けた理解促進と関係機関との連携 地域活動推進課

- (1) 検察庁や矯正施設、保護観察所等刑事司法関係機関等と連携を図りながら、保護司会や更生保護女性会、社会福祉協議会等の地域で見守り・支えあいに取り組む団体等に対して再犯防止や更生保護の取組について課題を共有し、支援を行う体制の構築を推進します。
- (2) 犯罪をした者等の雇用促進の必要性や、雇用の受入体制、受刑者等採用相談窓口



ついて、広く情報提供を行います。

- (3) 社会を明るくする運動や再犯防止推進月間等の取組を通じ、更生保護や再犯防止について区民や関係団体等の理解を深めるための普及啓発を推進します。

4 犯罪被害者等を支える環境づくり

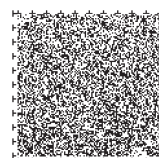
福祉推進課

- (1) 「中野区犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害に遭い支援を必要とする被害者やその家族が地域で安心して住み続けられるよう、関係団体、関係機関と連携するなど相談支援体制を構築するとともに、必要な経済的支援や日常生活支援等を行います。
- (2) 利便性向上のため、現在実施している電話相談や面談に加え、SNSを活用するといった相談しやすい環境の整備を検討します。
- (3) 区民が犯罪被害者等の置かれる状況などについて理解を深め、支援を必要とする犯罪被害者等が相談窓口につながるよう、講演会等を通じて普及啓発を進めるとともに、より効果的な周知や広報の手法について検討します。

5 自殺を未然に防ぐ体制の整備

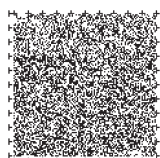
保健予防課

- (1) 「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺対策メール相談事業を通じて自殺に傾く区民を発見し、自殺の中断及び感情の変化を促すとともに、必要な支援につなげるために関係機関との連携を図ります。
- (2) 民生児童委員、町会・自治会、社会福祉協議会等の地域関係者向けにゲートキーパー養成研修を中心とした自殺に関連する研修を実施し、自殺に対しての偏見のない理解、相談対応力向上を目指します。
- (3) ストレスへの対処方法や身近な人のこころの不調や病気に気づき、支援を行う「心のサポーター」を養成するため、区民を対象とした講座を実施します。また、講座終了後は、「心のサポーター」としての活動も支援します。



6 認知症への理解促進と地域での対応力の向上 地域包括ケア推進課

- (1) 講演会やパネル展示等の実施により、認知症に関する正しい知識及び理解を深める取組を推進します。
- (2) 住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、認知症サポーター及び認知症サポーターリーダーを養成します。併せて、認知症サポーターリーダーの活躍の場の拡充について検討します。
- (3) 小中学生への認知症サポーター養成研修を開催し、児童・生徒の認知症に対する正しい理解の普及啓発を推進します。
- (4) 電気、ガス、水道、新聞など、定期的に自宅を訪問する様々な業種等と連携を図り、地域における見守り体制の強化について検討します。



施策7 包括的な相談支援体制の充実

現状と課題

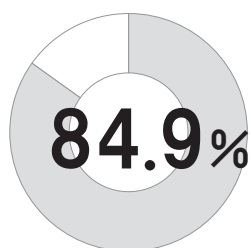
○少子高齢化やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化等、様々な要因により、地域生活課題は複雑化・複合化しています。すべての人に対し、個々の置かれている状況や特性を踏まえ、複雑化・複合化する相談を包括的に受け止める体制を整備する必要があります。

近年、8050問題やダブルケア問題、孤独・孤立、ひきこもりなど制度の狭間にある問題といった、既存の枠組みでは対応しきれない課題がより深刻化しています。必要な支援を受けていない人の実態を早期に把握し、適切な支援につなげていく必要があります。

○ヤングケアラーは、子どもの成長や教育に対し大きな影響を及ぼすだけでなく、子どもらしく過ごす時間の減少や子どもの権利の侵害など大きな課題となっています。ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげることが必要です。

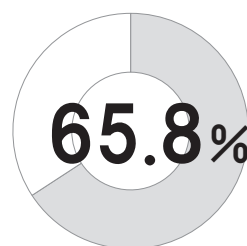
現状データ

アウトリーチチームが対応して適切に支援につなげた割合

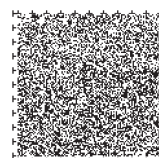


出典：中野区資料

家族や友人、知人以外で何かあったときに相談する相手がいないと回答した区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査



成果指標

(1) アウトリーチチームが対応して適切に支援につなげた割合【出典：中野区資料】

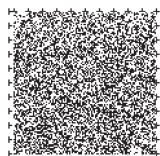


(2) 家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手、相談機関に「区役所等の公的機関」と回答する区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



目指すべき姿

支援が必要な人に対し、切れ目のない包括的な支援が行われています。



主な取組

1 地域包括ケア体制の構築の推進

地域包括ケア推進課、地域活動推進課、すこやか福祉センター、生活援護課

区民の複雑かつ複合的な生活課題（８０５０問題、ダブルケア、ひきこもり等）への支援を充実させるため、総合的な相談機能及び地域におけるコーディネート機能の向上や、アウトリーチチームの対応力及び連携の強化を図るとともに、多職種・多機関協働の伴走型支援*を提供します。

また、地域包括ケア体制の充実に向け、医療・介護・福祉の連携及び産学官の連携を推進します。

潜在的な要支援者の発見、孤独・孤立の防止に向け、アウトリーチチームや区民活動センター運営委員会、社会福祉協議会等が多職種によるアウトリーチ活動を進め、課題の深刻化を未然に防ぎ、本人やその家族を適切な相談支援につなげます。

さらに、相談窓口や居場所などについての情報の継続した発信等、地域や社会からの孤立により、自ら区へアクセスすることが難しい区民に対するアプローチを検討し、推進します。

2 活動を推進するための地域拠点の整備

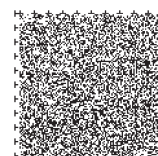
地域包括ケア推進課、地域活動推進課

区民の日常生活を支え、引き続き適切な相談支援が提供できるよう、すこやか福祉センター及び地域包括支援センターの担当地域・圏域について、対象人口や担当範囲を踏まえながら再編を進め、より身近な地域で専門的な相談支援ができる体制を整備します。

3 妊娠、出産、子育てトータル相談支援の実施

すこやか福祉センター

区に妊娠届を提出した全ての妊婦及び支援を必要とする産婦を対象に、保健師等が面接を行いながら個別の支援プランを作成し、関係機関との連携を強化しながら、切れ目のない包括的な産前・産後のサービス提供につなげます。



4 子ども、若者に関する相談支援体制の強化

子ども・若者相談課、
児童福祉課

子ども・若者支援センターを中心として、総合相談から専門性の高い相談まで、様々な相談について関係機関と連携し、状況にあった支援を継続的に行えるよう、相談支援体制を強化します。

5 ヤングケアラー支援

地域包括ケア推進課、指導室、子ども・若者
相談課、児童福祉課、子ども・教育政策課

ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげるため、関係機関や団体等と連携を図り、相談支援体制を強化します。

6 障害者の相談支援体制の強化

障害福祉課、
すこやか福祉センター

基幹相談支援センター*は、地域における相談支援体制の構築に向け、身近な相談拠点であるすこやか福祉センターやすこやか障害者相談支援事業所*、その他の相談支援機関との連携を強化するとともに、専門性の高い相談支援などに対応できる体制の充実を図ります。

7 発達に課題がある子どもへの相談支援体制の 充実

障害福祉課、
すこやか福祉センター

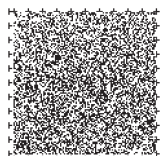
発達に課題のある子ども及びその保護者に対し、ライフステージに合わせ、継続した相談支援を実施するとともに、すこやか福祉センターと療育センター等の関係機関の連携の強化を図ります。

また、多様な発達の課題に対して支援が行えるよう、療育センターの療育相談*等専門的機能を強化します。

8 住宅確保要配慮者に対するきめ細かな相談 支援体制の推進

住宅課、地域活動推進課、地域
包括ケア推進課、子育て支援
課、障害福祉課、生活援護課

不動産事業者や居住支援法人等の住宅部門と生活支援を担う福祉部門とが連携しながら、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、民間賃貸住宅のオーナーに対する支援や情報提供な



ども含め、居住支援協議会を中心とした住まいの相談体制を推進します。

9 認知症の人を支える地域の相談支援体制の充実

地域包括ケア推進課

認知症検診モデル事業の実施などを通じて、MC I（軽度認知障害）の段階から適切な相談支援が受けられる体制を整備します。

さらに、若年性認知症専門の相談窓口にて相談支援を行うとともに、伴走型支援の提供について検討、実施を目指します。

10 外国人が安心して暮らすための相談体制の充実

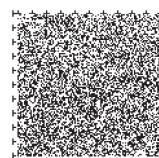
区民サービス課、文化振興・多文化共生推進課

外国人住民が地域で安心して生活を営めるよう、外国人相談窓口の設置を目指し、相談機能の充実を図ります。

11 犯罪被害者等への相談支援体制の充実

福祉推進課

安定したサービスを提供するために、相談業務に従事する職員を安定的に確保し、犯罪被害者支援団体と連携を図るなど、相談支援体制を強化します。



施策8 適切な福祉サービス・医療を受けられる環境整備

現状と課題

○福祉や介護サービスの利用者が増加している中において、多様化するニーズに対応しながら継続的に質の高いサービスを提供し、区民満足度の向上を図る必要があります。そのためには、サービスを提供する事業所に対する支援や、福祉や介護サービスに携わる人材の確保、育成、定着の取組を早急に進める必要があります。

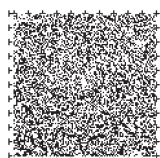
○高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしく暮らし続けられる地域社会を実現するためには、介護が必要となった時に、適切なサービスを受けることのできる環境が整備されていることが必要です。そのためには、個々のニーズや地域に不足しているサービスを把握し、施設整備の必要性の検討や在宅サービスの充実、それらを支える人材の確保などといった、総合的な観点から検討を進めることが重要です。

○障害者基本法では、「全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」と定められています。ノーマライゼーションの理念を実現していくために、病院や入所施設*からの地域移行*の取組を推進することが求められます。

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を行うことが求められています。

○介護が必要になった場合に、介護を受けたい場所として約63%の人が「自宅」と回答しています。個人の選択のもと、尊厳ある生き方や最期の迎え方を区民が考える気運が高まり、在宅療養することができる環境づくりを進めていく必要があります。

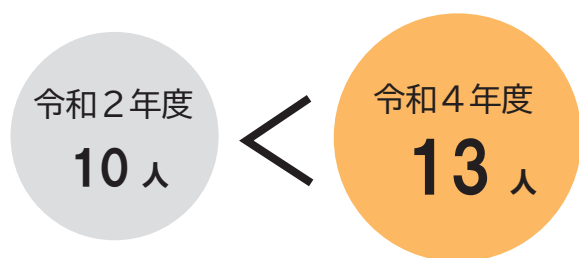
○区民の健やかな生活を支えていくためには、子どもから高齢者まで、誰もが必要なときに、疾病や症状に応じた医療が身近な地域で受けられるよう、継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりとして地域の診療所や病院の機能、連携を強化し、体制の整備を進めていく必要があります。



○新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、区民の生命や公衆衛生、医療、社会生活に深刻な影響を与えました。区民の生命や健康の安全を脅かす感染症の拡大防止を図るため、医療機関等と連携を広げ、リスクコミュニケーションを推進することが重要です。

現状データ

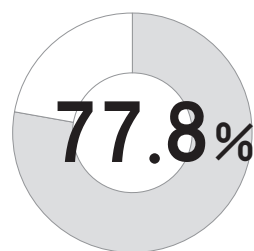
入所施設から地域移行した障害者数



※平成27年度（2015年度）からの累計

出典：中野区資料

地域での救急医療体制が整っていると思う区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

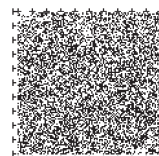
成果指標

介護や病気で療養が必要になっても、医療、介護サービスや地域の見守り等の環境が整っていると思う区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



目指すべき姿

地域における適切な福祉サービスや医療体制が整い、区民のすこやかな生活を支えています。



主な取組

1 第三者評価受審の推進

障害福祉課、
介護・高齢者支援課

福祉サービスの改善や水準の向上を図り、区民によるサービス選択に資するため、障害福祉サービス事業所*（日中活動系サービス*、短期入所）、障害児通所支援*事業所及び介護サービス事業所に対して第三者評価の受審費補助を行い、受審の促進を図ります。

2 福祉・介護人材の確保、育成、定着の取組の推進

障害福祉課、
介護・高齢者支援課

- （１）関係機関との連携によるイベント等を通じたやりがいや魅力の発信等により、人材の確保・定着を促します。
- （２）サービスの質の向上を図るため、現場の職員のニーズを把握しながら、研修費用や資格試験の受験費用を助成するなど、スキルアップにつながる取組を実施します。
- （３）障害者自立支援協議会の事業者連絡会において、事業者間の連携や情報交換、研修を継続して推進します。

3 介護サービス基盤の整備

介護・高齢者支援課

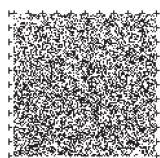
高齢者の安定的な暮らしを継続するために、地域に不足しているサービスを把握しながら、施設整備と在宅サービスの充実を一体的に検討します。

特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備を検討するにあたり、現在の需要数や地域のバランス等の把握だけでなく、将来的な需要や既存施設のあり方も含めて検討します。

4 精神障害者の地域移行の推進と体制整備

障害福祉課

精神科病院等の医療機関への訪問活動を継続的に実施し、長期入院患者の実態把握とニーズの掘り起こしを行いながら、積極的に障害福祉サービスの利用に結びつけるための支



援に取り組みます。

また、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、課題の検討、情報共有を行います。

さらに、退院後の受け皿として、共同生活援助の利用が見込まれる者の数を勘案し、生活基盤の整備を進めます。

5 障害者の地域生活を支える拠点整備

障害福祉課

- (1) 江古田三丁目の区有地を活用して、令和9年度（2027年度）に身体障害者及び知的障害者を対象とした地域生活支援拠点*を整備します。

身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれの専門性による役割分担や、障害者相談支援事業所との連携等、拠点が有機的に機能するための仕組みを構築します。

- (2) 基幹相談支援センターや地域の相談支援機関を中心に、関係機関等と連携やサービス調整ができる体制を整備し、入所施設等からの地域移行・地域定着に向けた、機能や連携を強化します。

6 在宅療養の支援に向けた体制の強化

地域包括ケア推進課、 障害福祉課

- (1) 退院後等在宅での療養が必要となった場合に、早期に必要なサービスが提供されるよう、在宅療養コーディネーター*（在宅療養相談窓口）や地域包括支援センターが区民からの在宅療養の相談の受付や関係機関との調整を行い、在宅療養生活を支援します。

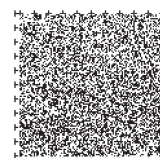
また、本人の望む生活を支える仕組みづくりを進めるために、ACP（アドバンスケアプランニング）*の考え方の普及を図ります。

- (2) 重度障害者等が在宅生活を継続できるよう、在宅療養体制を充実します。

7 地域での医療提供の充実

保健企画課

地域に密着した身近な医療を提供する診療所と入院機能や高度医療を提供する病院等との連携を推進します。医療機能の分担と円滑な入院患者の受け入れを図り、医療連携を強



化することで、区民が必要な時に、疾病や症状に応じて身近な地域で、切れ目なく継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。

8 感染症対策における関係機関との連携強化

保健企画課、保健予防課

医療関係団体、関係機関、地域の専門家と連携し、院内感染（医療関連感染）等の防止と感染症対策に係る資質向上を図るため、地域感染症対策ネットワークを構築し、情報共有等の機会を充実します。

